

令和 元年 5月13日

出雲市議会議長 様

会 派 名 _____

代表者氏名 _____ 福代秀洋



視察研修について (届)

このことについて、下記により実施いたしますので、関係書類を添えて届けます。

1. 日 程	令和 元年 5月15日 ~ 令和 元年 5月17日 (3日間)	
2. 視察研修先 及び視察研修 目的	アットビジネスセン ター池袋駅前別館	以下のセミナーを受講するため 「地方議会議員セミナー in 東京」 議案審査に不可欠な契約法を学ぶ！ ～外部委託の進展と民法大改正に備える～ 1. 契約と地方議会議員 2. 契約の基本原則 3. 契約の成立 4. 契約主体 5. 自治体にかかわりの深い契約 6. 自治体における財産管理にかかる契約 7. 自治体契約の締結と履行 8. 自治体契約の違法性が争われた判例
3. 参加者	福代秀洋 計 1 名	
4. 添付書類	行程表 (別紙) 開催概要 (別紙)	



視察研修行程表

(令和元年5月15日～17日 福代秀洋)

月日		時間	備考
5月15日	出雲空港～羽田空港移動	7:55 ～ 9:15	JAL276
	羽田空港～衆・参議院会館移動	9:15 ～ 10:00	モノレール、タクシー
	地元選出国会議員要望	10:00 ～ 16:00	
	議員会館～ホテル移動	16:00 ～ 17:00	地下鉄
5月16日	ホテル到着・宿泊	17:00 ～	都内ホテル
	地方議会議員セミナー受講	10:00 ～ 17:00	アットビジネスセンター池袋駅前別館
	ホテル到着・宿泊	17:30 ～	都内ホテル
	ホテル～羽田空港移動	9:00 ～ 9:50	JR、地下鉄、モノレール
5月17日	羽田空港～出雲空港移動	14:00 ～ 15:25	JAL287

令和 元年 7月25日

出雲市議会議長 様

会 派 名 _____

代表者氏名 _____ 福代秀洋 (印)

視察研修について（報告）

このことについて、下記により実施いたしましたので、関係書類を添えて届けます。

1. 日 程	令和 元年 5月15日 ～ 令和 元年 5月16日（2日間）	
2. 視察研修先 及び視察研修 目的	衆・参議院議員会館	社会資本整備等要望活動
	アットビジネスセン ター池袋駅前別館	以下のセミナーを受講するため 「地方議会議員セミナー in 東京」 議案審査に不可欠な契約法を学ぶ！ ～外部委託の進展と民法大改正に備える～ 1. 契約と地方議会議員 2. 契約の基本原則 3. 契約の成立 4. 契約主体 5. 自治体にかかわりの深い契約 6. 自治体における財産管理にかかる契約 7. 自治体契約の締結と履行 8. 自治体契約の違法性が争われた判例
3. 参加者	福代秀洋 計 1 名	
4. 添付書類	行程表（別紙）	



(所 感)

令和元年5月15日、朝出雲空港発を飛行機にて出発、羽田空港を經由し、モノレール、タクシーを乗り継ぎ10時くらいに国会付近に到着する。青木一彦参議院議員、竹下亘事務所秘書、細田博之事務所秘書と面会し、出雲市の社会資本整備に関する支援などをお願いした。

その後、地下鉄にて移動し、池袋にて宿泊した。

5月16日、朝9時過ぎにホテルを出発し、9時半頃セミナー会場に到着する。

10時よりセミナーを受講した。講師は名古屋学院大学教授松村享氏で、表題は「議案審査に不可欠な契約法を学ぶ」である。内容を以下に示す。

議員にとって契約を知ることは大切である。たとえば下関市では、日韓高速船運行会社の債務処理のため補助金で補填した。これを不当として住民訴訟が起こり、1審2審では市側が敗訴したが、最高裁では、住民の代表である議会が可決していたことから適法と判断された。また四日市市では、周辺自治体と作っていた農業共済の一部事務組合の解散時の帰属物件の処理を巡って問題が発生した。これについては、議会において問題視しチェックするべきであった。

まず地方自治体の組織における議会とは何かを考えてみる。日本国憲法第93条において議会の設置は義務づけられているが、首長についてはそうではない。議会の重要さが示されている。地方議会の権限をおさらいする。

議決権

必要的議決事件

- 1) 条例を設けまたは改廃すること
- 2) 予算を定めること
- 3) 決算を認定すること

これら3つについては議会の本来の役割であり、以下については首長の権限のチェックである。

- 4) 地方税の賦課徴収または分担金・使用料・加入金・手数料の徴収に関すること
- 5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること

本条に違反して議会の議決を経ずに締結した契約については無効なものと解され、議会の契約に関する権限は大きいものである。

この他10項目、全部で15項目の必要的議決事件がある。ここで、認識しておくべきことは、仮契約

後の契約議案を否決した場合、自治体が賠償責任を負うのかどうかである。結論は、賠償責任を問われる場合がある。①議会において十分に審議をせずに否決したなど議会の否決行為が違法で、かつ、相手側の利益の侵害につき濃いまたは過失が議会に認められる場合。②地方公共団体の長や職員が議会に対して十分な説明を行わないなど違法な行為により議会の議決が得られず、かつ、地方公共団体の長や職員に故意または過失が認められる場合などである。議会においては十分な審議をすることが重要である。

任意的議決事項

地方自治法 96 条 2 項で、条例により議決すべき事項を追加できるとしている。

議決権の他、検査権、監査請求権、調査権、同意権、選挙権、意見表明権、自律権、承認権、議会の解散などの権限が、議会には認められている。

契約法の基礎

近年、行政サービスの民営化・民間化が強く求められ、様々な契約を締結する必要が高まっている。

議会としても契約の適正、適法性をチェックする必要がある。チェックのポイントは、有効性、適切性、効果、目的があるのかどうかである。

契約の種類、近代民法の基本原則、制約、契約の無効、自治体契約などについて体系的に説明がされた。また、改正民法における変更点についても解説された。

その後契約の成立、効果など、時系列ごとの解説や契約主体の分類や特徴の説明、P F I 方式などの解説があり、契約手続きについて説明があった。この中で、以下のような点について所感を示された。

- ・ 補助金は悪だから委託に変えるという議論を聞くが、体質が異なるものでありこれはおかしい。
- ・ 条例に基づく補助金は行政処分であり、権利性が出てくる。
- ・ 名古屋のデザイン博協会の裁判では、最高裁において議会が認めていけば可という判断が為れた。
- ・ P F I はすばらしいようであるが自分は否定的にとらえている。契約に定められた想定に限界があり、トータルコストとしてのリスクがある。
- ・ 意見表明権を積極的に利用して、自治体の利益の増進につながると合理的に判断される場合は随意契約の範囲を広げる活動をすべき。

セミナーを受講して、契約が多様でありそれを認める議会の責任の重要性を再認識するとともに、契

約についての勉強がまだまだ足りないと感じた。

セミナー修了後、JR、モノレール、航空機を利用し出雲へ帰った。

視察研修行程表

(令和元年5月15日～17日 福代秀洋)

月日		時間	備考
5月15日	出雲空港～羽田空港移動	7:55 ～ 9:15	JAL276
	羽田空港～衆・参議院会館移動	9:15 ～ 10:00	モノレール、タクシー
	地元選出国会議員要望	10:00 ～ 16:00	
	議員会館～ホテル移動	16:00 ～ 17:00	地下鉄
	ホテル到着・宿泊	17:00 ～	都内ホテル
	地方議会議員セミナー受講	10:00 ～ 17:00	アットビジネスセンター池袋駅前別館
5月16日	池袋～羽田空港移動	17:00 ～ 18:00	JR、地下鉄、モノレール
	羽田空港～出雲空港移動	18:30 ～ 19:50	JAL287